

第 53 回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

令和 8 年 6 月 19 日（金）

瀬戸内海漁業調整事務所

第 53 回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

令和 8 年 6 月 19 日（金）14 時 00 分～14 時 45 分

2. 場 所

Microsoft Teams によるウェブ会議

3. 出席委員

【府県互選委員】

和 歌 山 県	山 口 太 志
大 阪 府	岡 修
兵 庫 県	田 沼 政 男
岡 山 県	豊 田 安 彦
広 島 県	箱 崎 照 男
山 口 県	三 浦 忠
徳 島 県	大 山 登
愛 媛 県	塩 田 浩 二
福 岡 県	瀧 口 克 己
大 分 県	本 庄 新

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者	脇 田 和 美
学識経験者	久 賀 み ず 保
学識経験者	富 山 毅

4. 議 題

- (1) 瀬戸内海広域漁業調整委員会の会長互選について
- (2) 瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について
- (3) その他

5. 議事の内容

(14 時 00 分開会)

○鉢嶺調整課長 定刻となりましたので、ただいまから第 53 回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

私、本委員会事務局であります水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の調整課長を務めております鉢嶺と申します。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

本日は、府県互選委員であります香川県の嶋野委員が事情やむを得ずご欠席されておりますが、過半数の 13 名の委員のご出席を賜っております。

また本日は、Microsoft Teams を使ってウェブ会議による開催ですが、本委員会の事務規程第 5 条第 4 項の規定により、Microsoft Teams を介して会議に出席することができるものになります。

定員の過半数に当たる委員が出席しているため、漁業法第 156 条で準用する同法第 145 条の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、農林水産大臣選任委員の選任につきましてご報告いたします。委員名簿をご確認いただければと思います。

本委員会の委員は府県互選委員 11 名と農林水産大臣選任委員 3 名により構成されております。今回、大臣選任委員につきましては 5 月末で現行の大臣選任委員が任期満了となって、本日から新たに選任しております。選考の結果、脇田委員、久賀委員、富山委員の 3 名の皆様が再任となっておりますことをご報告いたします。

通常であれば、ここで会長に議事進行を交代するところですが、大臣選任委員の選任に伴い、新たに会長を互選する必要があるため、現在、会長が不在となっております。会長不在時においては、漁業法施行令第 13 条第 2 項及び本委員会事務規程の第 4 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ委員が互選した者が会長の職務を代理することになっておりますので、会長職務代理を務めていただいております兵庫県の田沼委員にこの後の議事進行をお願いしたく存じます。田沼委員、よろしくお願いいたします。

○田沼会長職務代理 会長職務代理の田沼です。

委員の皆様及び関係の皆様方におかれましては、お忙しい中、第 53 回瀬戸内海広域漁業調整委員会にご出席をいただきありがとうございます。

本日の委員会では、「会長の互選」及び「事務規程の一部改正」についてご審議いただくほか、「その他」の議題で「くろまぐろ遊漁の管理」について、水産庁からの報告が予定されております。

会長が互選されるまでの間ではありますが、議長として要点を絞った議事進行を心がける所存でございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それではまず、瀬戸内海漁業調整委員会事務局の鹿田所長から、委員会の開催について一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○鹿田所長 この 4 月の人事異動で所長となりました鹿田と申します。よろしくお願いいたします。

では、第 53 回瀬戸内海広域漁業調整委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

広域漁業調整委員会につきましては、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うため、都道府県の区域を超えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知

事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的としており、漁業法により、瀬戸内海を含む三つの海域について、国の常設機関として設置されているものです。

この目的の下、本委員会は、これまで瀬戸内海の水産資源の管理について検討するとともに、資源管理措置の適切な実施を担保するための「指示」を行い、関連する漁業調整を通じて、サワラ、トラフグ、クロマグロといった広域資源の管理に重要な役割を果たしてきたところでございます。

本日の委員会ですが、今般、大臣選任委員に改選がありましたことから、「会長の互選」を行う必要が生じたために、例年開催している秋と春の年2回の委員会に加えて開催させていただくものです。また、本日はこれに併せまして、「委員会の事務規程の一部改正」につきましてもご審議いただくこととしております。

水産庁では、MSYベースの資源評価や段階的なTAC管理等の導入など、資源評価の高度化と、それをベースとした資源管理の着実な実施により、海洋環境が大きく変化する中での漁獲量の維持と拡大を目指しております。この資源管理の着実な実施におきまして、広域漁業調整委員会による柔軟かつ機動的な指示の発出が有効な方策の一つであると考えており、当委員会がその役割を適切に果たすことができますよう、引き続き、委員の皆様のご協力をお願いできればと思います。

最後に、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日のご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○田沼会長職務代理 ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料の確認をいたします。事務局からお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。

本日の配付資料につきまして確認させていただきます。

まず、議事次第、委員名簿、それから本日の委員会で使用する資料として、資料1から3及び参考資料を事前送付しております。資料2につきましては枝番号1から3までをまとめたものになってまして、参考資料は1と2があります。

配付資料は以上ですが、不備等ございましたら事務局にお申しつけください。

○田沼会長職務代理 ありがとうございました。それでは次に、ウェブ開催に関する注意事項について、事務局からお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 今回の開催形式はMicrosoft Teamsによるウェブ開催となっております。委員の皆様におかれましては、マイクはミュートを基本としていただき、ご発言される際は、まず音声またはチャット機能により発言の意思を表示していただき、会長、議長の許可を得た後にご発言をお願いいたします。

また、やむを得ない理由により会議中に離席される場合は、先ほど申し上げた手順で会長、議長の許可を得てから離席して、戻り次第その旨を報告するようにしてください。

万が一、通信状況の悪化等により会議に参加できない状況になった場合、例えば会議の音声が聞こえなくなった、映像が見られなくなった、発言の許可を求めても会長から反応がないというような事態が発生した場合には、チャット機能でお知らせいただくか速やかに事務局のほうに連絡いただければと思います。

皆様、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田沼会長職務代理 さっそく、議題1「瀬戸内海広域漁業調整委員会の会長互選について」に入らせていただきます。

まず、画面上に共有しております資料1をご覧ください。

会長の選出につきましては、漁業法第156条により準用する第137条第2項に基づき、委員の互選によって選出することになっております。これらのことは、本委員会の事務規程においても同様に規定されております。つきましては、会長の選出についてご意見、ご提案などがありましたらお願いいたします。

○塩田委員 推薦の意見を述べさせていただきます。中立的立場である大臣選任委員であり、かつ前期の会長を務められ、経験豊富な脇田委員に会長をお願いしてはどうかと思いますが。

○田沼会長職務代理 ご意見ありがとうございました。

それでは、ただいま塩田委員からのご提案を皆様にお諮りしたいと思います。

会長につきましては、脇田委員にとのご提案でしたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田沼会長職務代理 異議なしとの声が多いのですが、脇田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○脇田委員 ありがとうございます。委員の皆様からご信任いただけるようであれば、謹んでお引受けいたします。精いっぱい頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田沼会長職務代理 ありがとうございます。

ご了承いただきましたので、会長に脇田委員が選出されました。

会長が互選されましたので、今後の議事進行は脇田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○脇田会長 ありがとうございます。それでは僭越ではございますが、これから委員としての任期期間中、会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では初めに、議題から一旦外れますけれども、本委員会の議事録署名人の選出をさせていただきます。

議事録署名人は、本委員会の事務規程第12条の規定により会長の私から指名させていただきます。徳島県の大山委員と大臣選任委員の富山委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○大山委員 はい。

○富山委員 お引受けします。

○脇田会長 ありがとうございます。委員会終了後、追って事務局から議事録を送付いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題2「瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について」に移りたいと存じます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局の鉢嶺でございます。

それでは、資料2-1、2-2、2-3について説明させていただきます。

まず、資料2-2をご確認ください。

こちらは瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の新旧対照表となっております。

まず、第5条の会議の規定につきまして、今回一部改正するものです。

右側の改正前の部分ですが、第1項では「委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。」とされているところです。しかしなが

ら、会議を招集する際の手続を規定する事務規程の第3項、第4項では、現行では、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていない場合、農林水産大臣が対応する、ということになっていないため、これを改めるものです。

具体的には、左側の改正後の下線部分、こちらが追加されるということとなっております。併せて、事務規程第12条の議事録の規定も改正したいと考えているところです。議事録の作成手続に関しまして、本委員会の運営の効率化を図る観点から、改正前の「署名」から「記名」に改めるものです。これまでは、事務局から議事録の署名人となった委員の皆様は議事録及び署名用紙を送って、議事録を確認いただいた後に、本人の名前を署名いただいた用紙を事務局に送り返していただいていたのですが、改正後は、議事録を確認後に内容を確認した旨を連絡いただければ、事務局のほうで記名させていただきたいと考えているところです。

資料2-1は、ただいま説明した内容が記載されております。

資料2-3は、改正案を反映させた事務規程です。

当方の説明は以上です。

○脇田会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問やご意見があれば承ります。いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 よろしいですか。それでは、本件につきまして、議決を採りたいと思います。

異議はありませんでしょうか。音声でお伝えいただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

○脇田会長 皆様、ありがとうございます。

それでは、一部改正に賛成する意見が過半数のようですので、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程については本日付けで改正し、本日、令和8年6月19日から適用することといたします。

なお、議事録に関しましては、先ほど「署名人」と言いましたが、今回の改正を受け、「記名人」ということで訂正させていただきます。

それでは、議題3「その他」に移りたいと存じます。

こちら、くろまぐろ遊漁専門部会において議論されております「令和9年度以降におけるくろまぐろ遊漁の管理に係る検討状況」について水産庁からご報告いただきます。それではご説明をお願いいたします。

○中村沿岸・遊漁室長 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室長の中村です。

資料3について、くろまぐろ遊漁に関しましては、広域漁業調整委員会の委員会指示を発出しており、後ほど説明しますが、届出制を今年度から開始し、また、くろまぐろを採捕したら報告する、30キロ未満の小型魚は周年採捕を禁止すると、このような採捕に関する規制も行っているところです。採捕に関する規制自体は令和3年6月から行っておりますが、令和6年12月には広域漁業調整委員会の下部組織として「くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、具体的な管理手法などについて検討しております。

瀬戸内海広調委からは、山口県の三浦委員に漁業者代表委員として参画していただいております。

今回、「その他」の議題ということで、この場で何か決定していただくということではありませんが、今後、委員会指示を新たに発出する、あるいは改正するということになりますと、当然この親委員会で決定されることになります。前回の3月の広域漁業調整委員会の後、2回くろまぐろ遊漁専門部会が開催されており、今後のスケジュールとして、11月頃あるいは年明けの2月頃といったタイミングにくろ

まぐろ遊漁専門部会の議論が進んでおりますと、急な審議にもなろうかと思っておりますので、進捗状況について、本日、報告させていただくものです。

それでは、資料を1ページめくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。ページ下部に通し番号が付いておりますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

第7回の合同会議が、令和8年5月26日に開催されました。

4ページ目をご覧ください。

専門部会の委員はこのような方々で構成されております。3つの広域漁業調整委員会から漁業者代表委員にそれぞれご出席いただき、4名の遊漁関係委員、そして学識に田中座長の合計8名の委員で議論している状況です。

5ページ目以降が第7回合同会議の会議資料です。6ページ目をご覧ください。

今年度から実施している届出制に関する現状です。4月28日時点において、届出の総数は13,600件ほどとなっております。届出については遊漁者、遊漁船業者、船舶を運航する者それぞれが届け出ることとなっております、例えばプレジャーボートを運航し自分でも釣るという方は、遊漁者の届出及びプレジャーボートの運航の届出の両方を提出するということになります。そのため、この表にある数字を足し上げても、約13,600件になるわけではないですが、それぞれの区分や海域ごとの目安として数字を入れておりますので、参考までに見ていただければと思います。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

取締りに係るページです。委員会指示のため、違反があっても直罰ではなく、まず初めに農林水産大臣から「指示にちゃんと従いなさい」といった内容の裏付け命令が発出されます。裏付け命令は令和7年度中に22件発出されており、令和6年度の11件から倍増している状況です。違反の時期、違反の海域、使用船舶、違反内容も様々であり、何かに集中して違反が起きてるということではなく、広く様々な違反が確認されており、行政も関係機関と連携して取締りを実施しております。

8ページ目をご覧ください。

令和8年度の管理について、昨年度と比べて大きく変わった点は、30キロ以上の大型魚のバックリミットについて、昨年度は1人1月1尾であったのが、より管理を強化するため1人各期間1尾とし、2か月ごとに1尾ということで改正しております。

また、下部の表に、採捕数量と実績を入れております。遊漁については年間60トンの採捕数量で管理しているところであり、これを毎月管理ということで、月当たりおよそ5トンとなりますが、昨年度の1年間で超過があったため、その超過分を差し引き、今年度は一月当たり4.2トンで進めているところです。他方、4月で4.2トンの数量に対し、実績として7.3トン採捕と超過が発生しており、その分を翌々月から差し引くというルールに基づき、現在の採捕上限が3.8トン、さらに超過が出てくれば、この数字もどんどん減っていくと、そのような管理をしているところです。

9ページ目をご覧ください。

くろまぐろ遊漁は6月から8月が最盛期であり、毎年採捕数量が積み上がる時期となっております。今年度の採捕上限51.4トンはしっかり遵守する必要があるわけですが、そのために最盛期にどのような措置を取るべきか第7回合同会議で議論していただき、結果として2番の「採捕数量を見て判断を行い、その翌日から採捕禁止とする」の案に決まりました。これまでは中一日、「これ以上採捕数量が積み上がったら採捕を禁止します」ということについて、遊漁者や遊漁船業者等への周知期間を設けておりました。例えば、採捕禁止の判断が3日に行われていれば、4日は周知期間とし、5日から採捕を禁止

する、といった対応をしていたのですが、よりタイムリーに採捕禁止を行うという観点から、この中一日の周知期間を省いて対応する、ということで合意がされたところです。7月以降の対応についても議論しましたが、6月の状況を見て7月以降は検討したい、という意見があり、再度、くろまぐろ遊漁専門部会を6月に開催し、決定したところです。それについては、後ほど説明させていただきます。

10 ページ目をご覧ください。

採捕実績の差引について、超過した際の差引は定まっているのですが、余剰分の差引について未確定であったため、議論していただきました。これについても5月、6月の2回の議論を経て、案2「余剰が生じた場合、遊漁の留保枠とし、調整の原資とする。」ということで合意されました。

11 ページ目をご覧ください。

今年度の管理については以上ですが、併せて令和9年度の管理をどうしていくのか、につきましても議論を始めました。

まず、届出制については引き続き実施することとしております。一方、下の表にもありますが、令和8年度、令和9年度で管理手法を多少変えたほうが良いのではないかと提案しているところです。遊漁者については、引き続き同じやり方で良いと考えておりますが、遊漁船やPBの運航者といった船舶を扱う方々については、令和8年度の届出の受付期間を令和8年1月1日から3月20日までとしておりました。しかしながら、受付期間後にマグロが捕れるとか漁場ができるということで、やはり自分も釣りたい、お客さんを連れていきたい、PBの運航者であれば釣りに行きたい、といった話もあり、遊漁の全体像を把握するために届出制を実施していることを踏まえると、ある程度期間を定めずに受付を実施してはどうかと検討しているところです。遊漁者と同様に1営業日前まで受け付けるとなると情報整理に時間を要するため難しく、遊漁者よりは少し余裕を持った届出として受け付けてはどうかと考えております。

また、船舶を扱う方々に関しましては、登録情報等も併せて届け出ていただいておりますところ、届出の内容が間違っていたりなど、事務局と本人のやり取りに時間や手間が生じているため、届出に船舶検査証書や遊漁船登録業者登録票等の添付書類を付けていただき、お互いスムーズに手続きできるよう改めてはどうかと考えております。

13 ページ目をご覧ください。

以上が届出の話ですが、本ページからはくろまぐろ採捕に係るルールをどうするかとの提案でございます。

積み上がりに関して、上の表は令和5年以降の採捕禁止の適用開始日をまとめております。赤色は採捕上限を超過した期間ですが、近年は上限を超過する月が増えているとともに、4日や5日で採捕禁止とする月が多くなっているところです。

中央の表は令和6年、令和7年における6月、7月の採捕者数の実数です。本年4月の平均重量180キロを採捕者数に掛けた数値を換算採捕量としておりますが、6月、7月においては、過去の採捕実績を踏まえると、1日で採捕を禁止する必要があるような状況となっております。例えば、令和7年7月の60人で考えますと、10トンを超えてしまっており、先ほど説明させていただきました4.2トンではもう収まるような状況にないということでございます。当然、超過すれば、超過分を翌々月以降から差し引くことになりますので、年度後半の月で採捕する機会がなくなっていくという状況でございます。

14 ページ目をご覧ください。

では、そのような状況をどうしていくべきか委員の皆様にご議論いただくため、事務局から本ページ

で提案いたしました。

届出制は引き続き実施しますが、加えて、船上で保持（キープ）できる者を特定してはどうかということで、そのための「抽選制の導入」、併せて、船上で保持（キープ）できない者（落選者）が大多数となりますが、その方々が一切何もできないわけではなく、くろまぐろの生残を考慮した「海中でのリリース」、また、ルールがしっかり守られるように、違反して採捕された「くろまぐろの所持販売禁止」、この3つを併せて実施し、数量管理をしっかりとできるようにしてはどうか、提案したところです。

これについて賛否両論あり、決定事項はございませんので、本件については来年度の管理に向けて引き続き議論を進める所存です。

抽選制を導入するにあたって、課題論点があります。まず論点①として、抽選参加者、当選者をどう規定するか。対象者は遊漁者そのものなのか、もしくは遊漁船業者やPBの運航者といった船舶を扱う方々なのか、といった点をまず考える必要がございます。

15 ページ目をご覧ください。

一つ飛ばして論点③について、採捕上限が現行 60 トンとなっており、当然それに合わせて選定数が決定されますが、重量をどう規定するかは課題です。規定する重量が大きいほど選定数が減っていきませんが、小さく規定すると、実際に釣ったくろまぐろの重量が大きい場合、それだけ 60 トンを超過するリスクが高まるため、どう勘案するか考える必要があります。

16 ページ目をご覧ください。

（2）について、抽選制に併せてフック・アンド・リリースを認めるにあたり、特に遊漁船業者は営業機会の損失もありますので、何かしらの措置を考慮する必要があるものと存じます。仮に海中でのリリースができるとしても、安全に実施するための取組が必要であり、業界を中心にガイドラインを策定する、講習を実施する、ということで普及を図っていく必要があるのではないか、というところです。

他方で、私たちもリリースに関する情報が十分でないため、今年度は協力いただける船、人に試験的なリリースを実施いただき、動画撮影、編集して、ガイドラインや講習に生かせる取組を進めたらどうかと考えております。

現在も、採捕禁止になるまでは、リリースが駄目というわけではありませんが、やはりキープしたい、持ち帰って食べたい、という考えがあり、先ほどもあったように、一日で採捕禁止になるような量が積み上がってしまう状況です。ただ留意点として、漁業との漁場競合もありますので、そのような点も勘案し議論を深めていく必要があると考えております。

17 ページ目をご覧ください。

違反して採捕されたくろまぐろの所持販売禁止について、今でも販売すれば漁業違反です。くろまぐろ漁業を営む場合は承認が必要ですが、承認を持っておらず未承認である、ということで取締りを行っております。他方で、遊漁に関する規制に販売禁止の規定も入れたほうが分かりやすく、周知の観点からも適当ではないかということで、改めて論点として提案しております。

その後の 18 ページ以降は参考資料として付けておりますが、過去のくろまぐろ採捕数量と実績や日別採捕量、令和 6 年、令和 7 年の 6 月、7 月のデータなどをまとめております。

23 ページ目をご覧ください。6 月 8 日に第 8 回の合同会議を開きました。

26 ページ目をご覧ください。

今年度の採捕状況について、6 月の状況が出てまいりました。採捕上限が 3.8 トンのところ採捕数量が 6.5 トンとなり、昨年度が 14.1 トンでしたので、今年度はそこまで大きな積み上がりはない結果と

なりました。先ほど説明したとおり、中一日を入れなかったのが功を奏した可能性もありますが、一方で、くろまぐろが釣れないとか、餌となる魚がいないのでくろまぐろ釣りができないとか、そういった声も聞きましたので、要因は一概には言えませんが、結果として 6.8 トンで収まっているところです。

27 ページ目をご覧ください。

これは、海域別、時期別の採捕実績であり、委員からこのような資料が欲しいという要望があり、用意したものです。青の 6 月について、J 6 九州で積み上がりが大きく、7 月、8 月になるにつれて漁場が北上しており、くろまぐろが移動していることが見てとれる資料となっております。

28 ページ目をご覧ください。

6 月から 8 月の採捕実績です。日別の採捕数量で 1 日、2 日、3 日、4 日と、このような状況となっております。これが何に生きるかは、29 ページ目をご覧ください。

これは、いつどの時間帯に採捕が報告されているかの分析です。くろまぐろ遊漁は、採捕した翌日までに報告してください、というルールであり、例えば右上の 6 月 1 日の当日について、青が 0 時から 12 時（朝）、オレンジが 12 時から 18 時（昼）、グレーが 18 時から 0 時（夜）という分類ですが、6 月 1 日の当日は、朝はなくて昼が 0.4 トン、夜が 1.8 トン、翌日は朝が 0.4 トン、昼が 1.7 トン、夜が 1.3 トン、というように見るものです。7 月、8 月については、約 8 割が採捕した日の翌日の午前中までに報告されている状況であり、今後、よりタイムリーに報告を求めることを議論する際のデータになるものと存じます。

次の 30 ページ目は、今年の 6 月のデータで作成した海域別、日別の採捕実績ですが、傾向は昨年と同様の状況です。

31 ページ目をご覧ください。

本ページでは、7 月以降の管理について議論し、①期間について 7 月、8 月の最盛期だけにするのか議論したところ、結果として、7 月だからこのような取組を行う、特別な取組を実施するのではなく、年度末の 3 月まで同様の対応を継続して実施する、ということで決まりました。

また、②採捕禁止措置の内容について、結果として 3 番となり、6 月の対応と同様に採捕数量の積み上がりを見て判断し、中一日の周知期間を原則取らず、その翌日から採捕禁止とする、といった手続きを行う、ということで決まりました。

32 ページ目では、先ほど申し上げた余剰分の取扱いについて改めて議論し、案 2 に決まりました。

33 ページ目をご覧ください。

令和 9 年度以降の管理の方向性についての議論でしたが、ここまでの議題でかなり時間を使ってしまい、当日はほぼやり取りがなかったところです。

第 7 回の合同会議でも賛否両論あり、主な意見をまとめた資料となっております。抽選制について、キープできる者の数が少ない、や、届出制を実施しているので、もう少し情報を積み上げてから行っているかどうか、一方で、採捕数量の超過を防ぐためには抽選制は有効な方法である、あるいは抽選制は賛成だが、そもそも 60 トンの採捕数量が少ないので、もう少し増やす必要があるのではないか、といったご意見がありました。また、フック・アンド・リリースについても、認めるべき、や、漁業者委員からは漁場競合の問題が長期化するため慎重に扱うべき、といったご意見、あるいはリリースするにしても安全性の確保が大事である、といったご意見がありました。併せて、バググリミットについても意見があり、先ほどご説明したように、現在は 1 人 2 か月ごとに 1 尾としておりますが、これを年間 1 人 1 尾にしてはどうか、あるいは遊漁者ではなく、遊漁船業者及び P B といった船に着目し、バググリミットを

設定してはどうか、といったご意見もありました。また、その他として、販売禁止は賛成である、や、管理数量についても議論があったことから、水政審のくろまぐろ部会で数量の配分等を議論しているのですが、くろまぐろ部会にくろまぐろ遊漁専門部会の委員を選任してほしい、といったご意見もあったところです。

いずれにしても、このような議論について、まだ決定事項はありませんが、引き続き議論を進め、令和9年度の管理措置につなげたいと考えております。

本日はご報告ということでお時間をいただき、ありがとうございました。ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○脇田会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(質問、意見なし)

○脇田会長 よろしいですか。専門部会にご出席いただいております山口県の三浦委員からも、特にございませんか。何か大丈夫ですか。

○三浦委員 水産庁からの報告のとおりです。

○脇田会長 はい。ありがとうございます。また、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、水産庁からのご報告は以上ですが、せっかくの機会ですので何か委員の皆様から情報提供などがございましたらお願いいたします。

(情報提供等なし)

○脇田会長 大丈夫でしょうか。

それでは特になさそうですので、本日の議題は以上となります。

では、事務局から次回の広域漁業調整委員会の開催予定についてご説明をお願いいたします。

○鉢嶺調整課長 事務局でございます。

次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり11月から12月頃に開催したいと考えておりますが、それ以前に開催する場合は改めてご連絡いたします。いずれにいたしましても、日時、場所、開催形式などについては、会長や委員の皆様のご都合を伺いながら検討の上、追ってご連絡差し上げますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○脇田会長 ありがとうございます。

次回の委員会は、例年どおりであれば11月から12月頃に予定されているとのことです。委員の皆様方におかれましては、年末のご多忙な時期と存じますがご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様、ご臨席の皆様におかれましては議事進行へのご協力、それから貴重なご意見、ご協力をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいたご意見を踏まえ、今後の委員会運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録記名人に指名させていただきました大山委員、富山委員のお二方には、後日事務局から本日の議事録が送付されますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

これをもって、第53回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(14時45分閉会)